



出願手続きについて

12月12日から三者懇談会が行われますが、その場で受検(受験)する高等学校、および選抜() (), 推薦・専願などの受検(受験)のしかたが決まると、16日からは選抜(), 推薦受検(受験)者および広島文教女子大学附属の特別専願受験者に入学願書を配付します。選抜(), 私立一般(専願も含む)の入学願書配付は冬休み明けを予定しています。入学願書は志願者自身が書くものなので、書き方については先週より生徒に指導していますが、以下の点については保護者の方をお願いいたします。ご不明な点は、担任を通じてお問い合わせください。

【公立高校の願書について】

第2回進路説明会の資料をご参照ください。

保護者名について

- * 住民票に記載された文字で、必ず保護者自身が署名してください。私立高校でも『連署』と指示されている場合があるので、保護者名は保護者が署名するようにしてください。
- * 広島県の規則によると、保護者が広島県内(または広島市内)に住所がある者しか広島県(または広島市)の公立高校(全日制、定時制)に進学できません。したがって、父親が単身赴任等で県外にお住まいの場合は、保護者名は母親の名前で記入するようお願いいたします。

印鑑について

- * 住民票に記載された文字で、生徒と保護者が異なる印鑑で押印するのが原則です。
- * 例年印影が不鮮明で、押し直していただくこともあります。印鑑マットなどを使用して、鮮明に捺印してください。
- * 後々の書類にも印鑑が必要になります。どの印鑑を願書に使ったかわかるように保管しておいてください。



【受験料(公立は入学者選抜料)の納入について】

指定の金融機関で振り込む(納付する)のが原則です。県立高校は、広島県収入証紙を使って納付することも可能です。以下の点にお気をつけください。

- * 県立高校と市立高校、全日制と定時制で納付書が異なります。また、全日制(2,200円)と定時制(950円)で選抜料も異なります。
- * 県立高校では「選抜料領収控」、市立高校では「納付証明書」を選抜願に貼ることになりますが、いずれも金融機関の領収印が必要です。したがって、ATMではなく窓口で納付してください。私立高校の中にはATMを認めている高校もありますが、募集要項等に記載がない場合は窓口で納入してください。
- * 一度納入した受験料(選抜料)は、通常返金されません。県立高校から市立高校、市立高校から県立高校に志願変更した場合、両方に選抜料を納付していただかなければならないケースも過去にありました。

窓口でのお振り込み

